

## 事業資産の評価における見積もりの改訂

### — 費用配分と減損処理 —

勝尾 裕子

#### はじめに

企業の保有する事業用資産の貸借対照表価額（簿価）が、その事業投資から得られるキャッシュフローでは回収できそうにないとき、何らかの方法で簿価を切り下げることが必要と言われることが多い。米国では、米国財務会計基準審議会（FASB）による財務会計基準書第121号（SFAS121）「長期性資産の減損および処分予定の長期性資産の会計処理」において、事業資産の簿価の一部がその資産から得られるキャッシュフローで回収できない場合、減損を認識するとともに、時価の水準まで簿価を切り下げよう定められている。

むろん、企業は正味キャッシュ・インフローが正となる事業にしか投資しないはずであるから、少なくとも投資開始時においては、全ての投下資本（キャッシュ・アウトフロー）が回収可能であると見込まれている。問題は、その後何らかの事情が生じて、当初の見込みが修正される場合である。こうした将来キャッシュフローの見積もりの改訂は、企業会計における実現利益にどのように反映されるのだろうか。

本稿では、まず、将来キャッシュフローの見積もりの改訂とは、そもそも何を意味するのかを整理し、その改訂が、従来は会計上どのようにとらえられてきたのか、日米の違いも含めて検討する。とくに、日本の制度における臨時償却は、資産簿価の切り下げ処理を伴う点で、SFAS121による減損処理との区別が難しいと言われることが多い。はたして、臨時償却と減損処理は、どのような関係にあるのだろうか。対象の範囲や切り下げ額の性質に違いはあるのだろうか。そうした両者の関係を以下で明らかにしていこう。その上で、SFAS121で定められている回収可能性テストについて問題の所在を明らかにし、減損の概念について検討を重ねたい。

#### 1. 見積もりの改訂に関する従来のとらえ方

企業にとっての事業資産の価値（資本価値 $V$ ）は、その事業投資から得られる将来のキャッシュフローの割引現在価値で表される。 $t$ 時点から $t+1$ 時点までの期間を第 $t+1$ 期とし、キャッシュフローは毎期末に得られるとすると、 $t$ 時点の資本価値 $V_t$ は、 $t+1$ 時点（第 $t+1$ 期末）以降に得られるキャッシュフローを、 $t$ 時点で割引いた現在価値で表される。 $t$ 時点までに生じたキャッシュフローは、すでに実現した分であるから、 $t$ 時点における資本価値 $V_t$ には含まれない。なお、さしあたって割引率は内部資本コストとするが、それに関する議論は本稿では取り上げない。

いま、 $t$ 時点において、企業を取り巻く外部環境あるいは企業内部で何らかの変化がおき、事業資産から得られる $t+1$ 時点（第 $t+1$ 期末）以降のキャッシュフローの見積もりが改訂され

たとする。このとき、 $t$ 時点における資本価値は、もともと0時点で予想していた $t+1$ 時点以降のキャッシュフローに基づいて割引計算した $V_t$ から、 $t$ 時点で予想しなおした $V_t'$ へ、変化することになる。将来キャッシュフローの予想は、それをいつの時点で見積もるかによって異なるため、同じ時点の資本価値であっても予想した時点によって異なるのである。こうした資本価値の変化は、会計上どのように反映されるのであろうか。

まず、将来キャッシュフローの見積もりの改訂に伴う資本価値の変化といっても、会計上、少なくとも2つのケースが想定されることに着目したい。一つは、年々のキャッシュフローの期待額が改訂されるケースである。これは、毎期末に事業投資から得られるキャッシュフローの大きさに関する予想が改訂される場合である。もう一つは、事業投資からキャッシュフローが得られると予想される期間（キャッシュフローの予想回収期間）が改訂されるケースである。これは、新技術の発見や有力な代替製品の発明等の事情によって、事業資産の収益獲得期間が変更されるケースである。

これら2つのケースは、基本的には、完全に異質であるわけではなく、重なり合う領域が存在している。しかし会計上は、両者を区別できることを前提に、それぞれの会計処理が決められてきたと言ってよい。そうした事実を整理し明らかにするとともに、それに起因する会計上の問題を顕在化させるのが、本稿の目的のひとつでもある。そこで以下では、上の分類方法が不完全であることを承知の上で、2つのケースに分け、企業会計における実現利益計算にどのように反映されてきたのか、検討を進めることとする。

まず、年々のキャッシュフローの期待額が改訂される、前者のケースにおいては、会計方法は何も変更されない。予定されていたスケジュール通りに減価償却が行われ、当初の予定通りの減価償却費が計上されていくだけである。その一方、収益については、取得時における予想よりも小さい（大きい）キャッシュフローが、 $t+1$ 時点（第 $t+1$ 期末）以降の毎期末に実現していくために、第 $t+1$ 期以降の会計上の実現利益は、予想外に小さく（大きく）計上されることになる。つまり、年々のキャッシュフローの期待額の改訂に伴う資本価値の変化は、実現利益計算の過程で、自動的に会計利益に反映されていくのである。<sup>1</sup>

次に、キャッシュフローの予想回収期間が改訂される、後者のケースにおいては、耐用年数変更の処理が行われることになる。事業投資からのキャッシュフローが得られる期間（キャッシュフローの予想回収期間）にわたって、その事業資産の取得原価を配分するのが減価償却であるから、当初予定されていた回収期間が、何らかの事情で短縮される場合には、当然、減価償却期間（耐用年数）も短縮される。耐用年数の変更は、米国では、会計原則審議会意見書第20号（APB20）「会計上の変更」において会計方法の変更として定められており、日本では、企業会計審議会による連続意見書第三において臨時償却として規定されている。<sup>2</sup>

このように会計上は、将来キャッシュフローの見積もりが改訂されるケースは2つに分類されてきたが、上記のとおり、これらの分類が完全であるわけではなく、重なる部分が存在している。そこで便宜上、年々のキャッシュフローの期待額（以下、期待額）の改訂の有無と、キャッシュフロー予想回収期間（以下、期間）の改訂の有無によって、以下の4パターンを想定してみよう。それぞれの場合において、資本価値の変化は会計上どのように反映されるのだろうか。

- ① 期待額…改訂あり 期間…改訂なし
- ② 期待額…改訂なし 期間…改訂なし
- ③ 期待額…改訂あり 期間…改訂あり

④ 期待額…改訂なし 期間…改訂あり

まず①の場合には、会計方法は何も変更されない。毎年実現するキャッシュフローの予想外の減少（増加）を通じて、その後の年度利益が予想外に減少（増加）していくだけである。一方、④の場合には、耐用年数変更の処理がなされる。これら①と④の場合は、上で述べた2つの分類から導き出される会計方法が、そのまま対応している。②の場合は、何も改訂されないケースであるから、そもそも問題にならない。問題は、③の場合である。期待額、期間がともに改訂されているため、どちらを上位と考えるのか、つまりどちらの処理を優先して適用するのが問題である。

従来、企業会計の利益計算においては、年々のキャッシュフローの期待額が改訂されたか否かには関係なく、キャッシュフロー予想回収期間が改訂されれば、耐用年数の変更処理が行われてきた。つまりここでは、キャッシュフロー予想回収期間の改訂の有無の方が、キャッシュフローの期待額の改訂の有無よりも、判断基準としては上位に位置していると言ってよい。キャッシュフロー予想回収期間が改訂されたか否かによって、会計方法（耐用年数）が変更されるか否かが決まる仕組みになっているのである。

このような考え方は、将来キャッシュフローの見積もりの改訂に伴って  $t$  時点の資本価値が  $V_t$  から  $V'_t$  に変化した結果、変化後の資本価値  $V'_t$  が、 $t$  時点の簿価  $B_t$  を下回ってしまう場合であっても、変わるわけではない。キャッシュフロー予想回収期間が改訂されれば耐用年数変更の処理が行われ、改訂されなければ会計方法は何も変更されない。後者の場合には、将来キャッシュフローの見積もりの改訂は、その後のキャッシュフローの実現と予定通りの減価償却費の計上（取得原価の配分）を通じて、その後の年度利益に反映されていくだけである。つまり、従来の企業会計における利益計算の枠組みでは、たとえ簿価  $B_t > 資本価値 V'_t$  であっても、キャッシュフロー予想回収期間が改訂されたか否かによって、耐用年数変更の処理が行われるか否かが決められてきたのである。

## 2. SFAS121

### 2-1 会計処理選択の判断基準

前節では、会計上の実現利益計算において、将来キャッシュフローに関する見積もりの改訂が、従来どのように扱われてきたかを明らかにした。この節では、米国財務会計基準審議会（FASB）による財務会計基準書第121号（SFAS121）「長期性資産の減損および処分予定の長期性資産の会計処理」における減損処理の規定について概観する。その上で、米国において、SFAS121の施行前後で、将来キャッシュフローの見積もりの改訂に関する会計上の扱いが、どのように変わったのか、あるいは変わらなかったのか、検討したい。

SFAS121によれば、使用目的で保有される長期性資産について、簿価の回収に疑義が生じた場合に、回収可能性テストを行うこととされている。そうした事態が生じる場合の例として、資産の使用範囲もしくは方法の著しい変更、法的要因・事業環境の変化等が挙げられている。また、そこでいう回収可能性テストとは、当該資産の使用及び処分から生ずる将来キャッシュフローの総額（割引前かつ負債利子控除前）と、資産簿価との大小を比較するテストである。将来キャッシュフローの総額が簿価を下回るなら、減損と判断され簿価が切り下げられることになる。

むしろ、ある時点の簿価の回収可能性をテストするなら、簿価と比べられるべき対象は、本来、

資産の使用・処分から生ずる将来キャッシュフローの割引現在価値のほずであって、割引前の総額ではない。SFAS121の回収可能性テストにおいて割引前の総額が用いられているのは、割引率の選定など技術的な問題を回避するためとも、あるいは実務上の配慮から、減損と判定されるケースを制限するためとも考えられる。もっぱら理論的な検討を目的とする本稿では、回収可能性テストを、任意の時点の簿価と、将来キャッシュフローの割引現在価値すなわち資本価値との比較に置き換えて議論を進めるが、ここではキャッシュフローの総額もまた資本価値を代理するものとみておこう。

では、SFAS121によって、事業資産から得られる将来キャッシュフローの改訂に関する会計上の扱いは、どのように変わったのであろうか。上に述べたように、SFAS121では、回収可能性テストの結果、簿価>資本価値であれば減損が認識される一方、簿価<資本価値であれば回収可能性に問題はないとみなされ、減損は認識されない。ここでは、結果としての、変化後の資本価値の大きさだけが問題なのであって、それが年々のキャッシュフローの期待額の改訂によるのか、キャッシュフローの予想回収期間の改訂によるのかは、関係がない。

回収可能性テストの結果、減損と判断されなかった場合のみ、次の段階として、キャッシュフロー予想回収期間の改訂の有無が問題となる。予想回収期間が改訂された場合には耐用年数変更の処理が行われ、改訂されなければ耐用年数変更の処理は行われない。ここでは、1節で述べた従来における扱いと同じように、年々のキャッシュフローの期待額が改訂されたか否かは関係がない。いずれにせよ、回収可能性テストを経た後の段階に至ってはじめて、キャッシュフロー予想回収期間の改訂の有無が、会計方法の選択に影響を及ぼすことになるのである。

従来は、簿価の回収可能性に関係なく、キャッシュフローの予想回収期間が改訂されたか否かによって、耐用年数変更の処理が行われるか否かが選択されていた。キャッシュフロー予想回収期間の改訂の有無が、会計方法を定める判断基準として位置づけられていたのである。それに対してSFAS121以後は、まず簿価の回収可能性が問題にされる。将来キャッシュフローの見積もりの改訂は全体としてとらえられ、その改訂後の資本価値と簿価との大小が比較される。こうした回収可能性テストの後の段階ではじめて、予想回収期間の改訂の有無が問題となるのである。したがって、SFAS121によって、簿価の回収可能性という判断基準が、キャッシュフロー予想回収期間の改訂の有無という判断基準より、上位に位置づけられることになったと言えよう。

## 2-2 SFAS121と臨時償却

上で述べたように、SFAS121では減損認識に伴い簿価が切り下げられるが、日本でいう臨時償却においても、資産簿価の切り下げが求められている。大蔵省企業会計審議会による、企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第三「有形固定資産の減価償却について」によれば、臨時償却とは、予測不能な事象の発生によって耐用年数が変更された場合に、変更後の新しい耐用年数を用いて減価償却した場合の水準まで簿価を切り下げ、耐用年数変更による簿価修正分を、前期損益修正項目として損失計上する処理をいう。資産簿価を切り下げる点で、臨時償却はSFAS121の減損処理に類似しているようにも思われる。しかし、処理の対象となる事象の範囲や切り下げ額の性質に、両者で違いはないのか、検討する必要がある。

まず、対象となる事象の範囲について考えてみよう。SFAS121の減損処理の対象となるのは、簿価が資本価値を上回るために簿価の回収可能性が問題となるケース（簿価>資本価値）であった。これは、[表]におけるAとCのケースに該当する。ここでは、キャッシュフロー予想回収

期間が改訂されたか否かには関係なく、簿価>資本価値であれば、減損処理の対象となる。一方、臨時償却の対象となるのは、[表]におけるCとDのケースである。これは、キャッシュフロー予想回収期間が下方に修正されたために耐用年数が短縮されるケースであり、減損の場合とは対照的に、簿価と資本価値の大小は関係がない。

したがって、処理の対象の範囲は、一部重なり合う領域（C）が存在するものの、完全に一致しているわけではない。全く共通していないわけでも、一方が他方を包含する関係にあるわけでもないのである。従来なら会計方法（耐用年数）を変更するか否かは問題にはならなかったAのケースについても、SFAS121によって、減損の会計処理の対象とされるようになったとも言えよう。ここで、Aのうち②のような何も改訂されないケースについても減損が認識されてしまうことは、大きな問題であろう。この問題については、次節以降で、よりふみこんだ検討を進めたい。

	簿価>資本価値	簿価<資本価値
① 期待額…改訂あり 期間…改訂なし ② 期待額…改訂なし 期間…改訂なし	A (減損)	B
③ 期待額…改訂あり 期間…改訂あり ④ 期待額…改訂なし 期間…改訂あり	C (減損・臨時償却)	D (臨時償却)

[表]

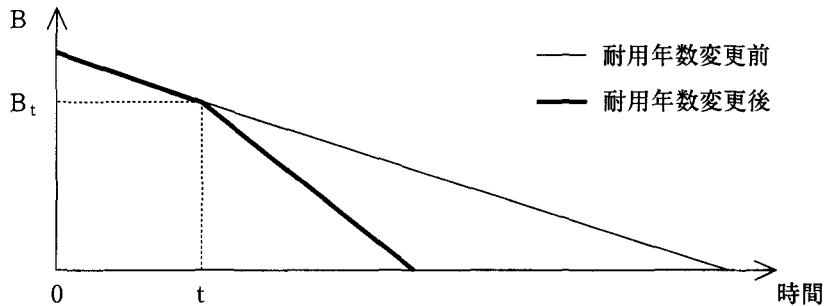
次に、切り下げ額の性質について検討する。SFAS121によると、将来に得られるキャッシュフローで簿価が回収できない場合に、簿価の一部が切り下げられるのであるから、切り下げ額は、基本的に将来の回収不能額を表していると言ってよい。将来の損失である回収不能額が、現時点で先取りして計上されるのである。ただし実際には、SFAS121における減損額は簿価と時価との差額であり、簿価は時価の水準まで切り下げられる。なぜ時価まで切り下げられるかという評価の問題は、議論されるべきではあるが、さしあたりここでは減損の認識基準に関する問題を取りあげることにする。

一方、臨時償却における切り下げ額は、実際の期首簿価と、新しい耐用年数を用いて減価償却したときの期首簿価との差額であり、いわば耐用年数変更に伴う簿価修正分である。これはどのような性質を有しているのだろうか。耐用年数は、事業資産の取得時に予測したキャッシュフロー回収期間に基づいて決定される。その後、何らかの追加的な事象の発生によってその見積もりが改訂されれば、それに基づいて耐用年数も変更される。こうした場合、変更前の耐用年数は、それが決定された時点では正しかったとしても、その後の時点から振り返ってみれば誤りであったことになろう。

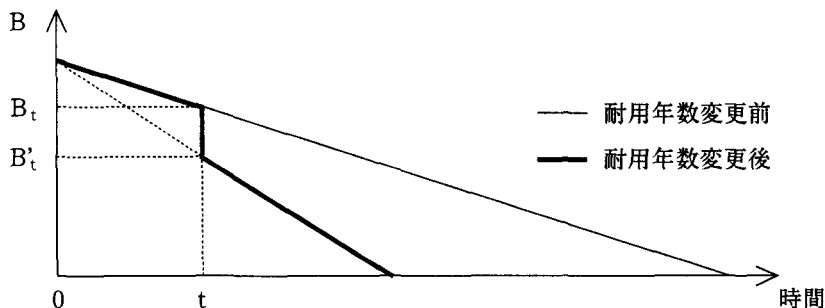
変更後の耐用年数が、変更前の耐用年数より短縮された場合には、変更前の長い耐用年数に基づいた減価償却計算によって現在までに配分されてきた費用の大きさは、変更後の短い耐用年数に基づくそれよりも、少ないことになる。本来、この差額は、当初から正しく耐用年数が予測されていたなら、減価償却計算を通じてすでに費用計上されていたはずである。過年度に回収されるべきでありながら、会計利益の計算上は、未回収のまま繰り越されているのである。つまり、耐用年数変更に伴う簿価修正分である臨時償却額は、過去の費用配分計算の修正（過年度修正）

であって、すでに生じた過去の損失を表していると言えよう。

ただし、この過年度修正をどの年度の利益に負担させるかは、米国と日本で、考え方が異なっている。耐用年数変更の処理が臨時償却として定められている日本においては、[図2]のような減価償却スケジュールをとり、耐用年数の変更に伴う過年度修正分は、臨時償却費として、変更年度に全て計上されることになる。<sup>3</sup> 一方、米国におけるAPB20によると、簿価は切り下げられず、そのまま変更後の耐用年数を適用して減価償却されるため、[図1]のような減価償却スケジュールをとることになる。耐用年数の変更に伴う過年度修正分は、その後の減価償却費の増加を通じて、その後の年度利益にマイナスの影響を与えていくのである。



[図1] 米国のケース



[図2] 日本のケース

いずれにせよ、SFAS121の減損処理による切り下げ額は、将来の回収不能額としての性質を有し、臨時償却額は過年度修正としての性質を有することが確認された。ただ、両者が相互に排他的な関係にあると言えるか、問題である。SFAS121による切り下げ額が回収不能額を表すのは、簿価の一部を将来のキャッシュフローで回収できないからであり、臨時償却額が過年度修正額を表すのは、キャッシュフロー予想回収期間の改訂に伴う簿価修正だからであった。上述のとおり、簿価を資本価値が下回り（簿価>資本価値）、かつ、キャッシュフロー予想回収期間が改訂される、[表]のCのようなケースにおいては、切り下げ額は両方の性質を有することになる。両者は、完全に相互排他的な関係にあるわけではないのである。

このように、簿価切り下げ額は、Cのケースにおいては回収不能額と過年度修正額としての性質を両方とも有する一方で、Aのケースにおいては回収不能額としての性質のみを有し、Dのケースにおいては過年度修正額としての性質のみを有している。ゆえに、SFAS121による簿価切り

下げ額は将来の回収不能額を表す一方で、臨時償却による簿価切り下げ額は過年度修正を表すものの、相互に排他的な関係にあるわけではなく、両方の性質を同時に有するようなケース（Cのケース）も存在するのである。

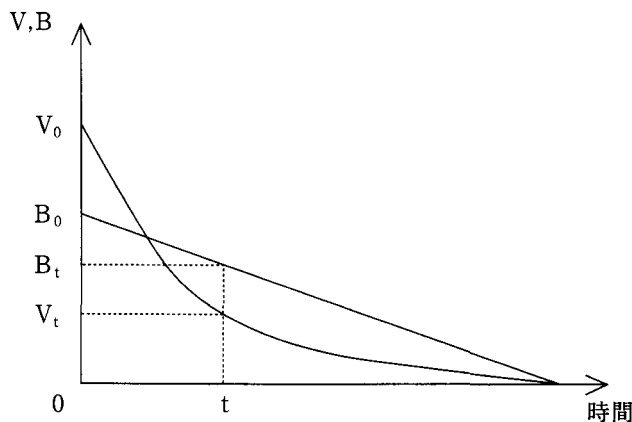
ここまでの結果、SFAS121の減損処理と臨時償却は、対象の範囲についても、簿価の切り下げ額の性質についても、共通する部分をもちながらも、完全に一致しているわけではないことが判明した。<sup>4</sup>SFAS121の減損は、将来の回収可能性に着目して、将来の損失を先取りするものである一方、臨時償却は、過去の費用配分計算の修正に伴う過去の損失を計上しようとするものであった。減損と臨時償却では、同じ簿価の切り下げでも、その切り下げ額がいつの損失を表したもののなのかが、異なるのである。

### 3. 回収可能性テストに関する問題

SFAS121における減損認識の判断基準は、回収可能性テストによる簿価と資本価値の大小関係にあった。任意の時点の簿価を資本価値が下回れば減損と判断されるのである。そこでは、簿価の一部が回収できないことをもって、減損が定義されていると言ってよい。簿価の回収可能性が満たされないことが、減損と考えられているのである。しかし、前節の[表]におけるAの②のケースで示唆したように、回収可能性テストには、重大な問題が生じることになる。

それは、簿価を資本価値が下回ることが当初から予定されているケースについても、減損が認識されてしまう、という問題である。償却性の有形固定資産の減価償却スケジュールには、任意の時点における簿価（減価償却後の残存価額）を、その時点の資本価値が常に上回ることが、制約条件として課されているわけではない。そのため、減価償却のスケジュールによっては、ある時点で簿価を、その時点の資本価値が下回ってしまうことが、当初から予定されているようなケースも考えられる。

とくに、早期に多くのキャッシュフローが回収されるために資本価値が加速度的に逓減するケースにおいては顕著である。たとえば、[図3]のようなケースでは、 $t$ 時点で簿価 $B_t$ を資本価値 $V_t$ が下回る（ $B_t > V_t$ ）ことが、0時点（取得時点）の段階で、すでに予定されていることになる。ここでは、減価償却の方法は定額償却になっているが、仮に定率償却が選択されたとして



[図3]

も、同じことがおきる可能性はある。

SFAS121の回収可能性テストによると、簿価>資本価値となる時点で減損認識されるため、上の〔図3〕のようなケースにおいても、簿価>資本価値となったt時点において減損が認識されることになる。つまり、SFAS121の回収可能性テストという減損認識の基準によると、当初から簿価>資本価値となることが予定されていたケースにおいても減損が認識されてしまうことを、排除できないのである。

では、それがなぜ問題なのだろうか。それは本来、減損は、何らかの事情によってその事業資産の収益性が途中で低下した場合に認識されるべきだからである。上のケースでは、使用の途中で収益性が低下したわけではない。にもかかわらず、SFAS121の回収可能性テストによると、t時点で減損が認識されてしまうのである。収益性が低下したわけでもないのに、減損が認識されてしまうのは問題と言えよう。上のケースで、簿価が過大と判断されて減損が認識されてしまう原因は、収益性の低下にあるわけではなく、減価償却の手続そのものにあるのである。

しかも、もし当初から簿価>資本価値となることが予定されているケースにおいても減損認識することが許されるなら、取得時点において、将来のある時点で減損を認識するか否かをあらかじめ決められることになる。将来キャッシュフローの予測に基づいて計算される資本価値を、その時点の簿価が上回るように、減価償却のスケジュールをはじめから決めればよいからである。このように、減損認識の有無を取得時点ですでに決められるとしたら、収益性の低下を会計上反映させようとする減損の意義そのものが問われることになる。

いずれにせよ、当初から簿価>資本価値となることが予定されていたケースにおいても減損認識されることを排除できないという点で、SFAS121の回収可能性テストは問題である。これを解決するには、そもそも、減価償却スケジュールに、任意の時点における簿価（減価償却後の残存価額）をその時点の資本価値が常に上回ることを制約条件として課すよう、会計ルールが変更されればよいかもしれない。しかし、この条件を課せば、キャッシュフローの予測（業績予測）に応じて減価償却費を計上することが許されることになるため、年々の業績にかかわらず取得原価という過去のキャッシュ・アウトフローを各期の費用に定期的に配分することを減価償却の役割として求めてきた会計システムを、根幹から覆すことになってしまう。

そこで、既存の会計システムの枠内で、上の問題を解決できる方法を考えてみよう。たとえば、回収可能性テストの対象を、0時点で予想したt時点の資本価値 $V_t$ に比して、t時点で予想したt時点の資本価値 $V'_t$ が下落するケースに限定すればどうであろうか。 $V_t$ は、0時点で予想したt+1時点以降のキャッシュフローの、t時点における割引現在価値であり、 $V'_t$ は、t時点で予想したt+1時点以降のキャッシュフローの、t時点における割引現在価値である。t時点で何らかの事情が生じたために、t+1時点以降に関する将来予測が下方修正されると、0時点で予想したt時点の資本価値 $V_t$ は、t時点で予想したt時点の資本価値 $V'_t$ に下落することになる。

SFAS121による減損認識の条件は、回収可能性テストのみであり、資本価値の増減に関する条件は課されていない。ゆえにSFAS121においては、 $V_t > V'_t$ となるケースだけでなく、t時点における将来予想が0時点における予想に比して改善したために資本価値が増加するような $V_t < V'_t$ のケースや、両時点の将来予想が変わらないような $V_t = V'_t$ のケースであっても、回収可能性テストの対象となりうる。SFAS121の回収可能性テストでは、簿価 $B_t$ を資本価値 $V'_t$ が下回りさえすれば、資本価値の増減に関係なく、減損認識されるのである。



ちなみに、SFAS121以前においては、すでに論じたように、キャッシュフロー予想回収期間が改訂されれば耐用年数変更の会計処理が行われ、そうでなければ会計方法は何も変更されなかった。そこでは、年々のキャッシュフローの期待額も同時に改訂されている可能性があるため、全体としての資本価値が下落するか増加するか一定であるかは不明である。しかし資本価値がどう変化しようと、それには関わりなく、キャッシュフロー予想回収期間が改訂されるか否かで、耐用年数変更の処理が行われるか否かが決められていた。資本価値の増減が無視されている点で、そうした従来の考え方とSFAS121は、実は共通しているのである。

いずれにせよ、SFAS121においては、資本価値の増減に関係なく、回収可能性テストによる減損認識が行われている。もし、上で述べたように、回収可能性テストの対象を資本価値下落 ( $V_t > V'_t$ ) のケースに限定すれば、当初から簿価を資本価値が下回ることが予定されている [図3] のようなケースで減損が認識されてしまう問題は回避されよう。[図3] のケースでは、 $t$  時点で  $V_t = V'_t$  が成立しており、資本価値は下落していないからである。資本価値が下落していない限り回収可能性テストの対象とならないなら、[図3] のケースでは減損認識されずにすむ。

つまり、SFAS121の回収可能性テストのもとで生じていた問題（当初から簿価 > 資本価値となることが予定されているケースにおいても減損が認識されてしまうという問題）を回避するには、たとえば、資本価値の増減テストという減損認識の判断基準を、もう一つ付け加えればよいのであろう。資本価値の増減テストの結果、資本価値が減少している場合 ( $V_t > V'_t$ 、 $V_t$ : 0 時点で予想した  $t$  時点の資本価値  $V'_t$ :  $t$  時点で予想した  $t$  時点の資本価値) のみ、回収可能性テストの対象となるのであれば、上の問題は回避することができよう。

このように、簿価の一部が回収不能に陥ったケースのうち、 $V_t$  から  $V'_t$  へ下落するケースのみ減損認識されることは、減損の定義が、 $V_t$  から  $V'_t$  への資本価値の下落としてとらえられていることを意味する。回収可能性テストのもとで生じていた問題とは、そもそも減損を、ある時点の簿価の一部が回収不能に陥ることと定義していたことに起因していたのであるから、その問題を解決するには、根本にたちかえって、減損の定義から考え直さなければならないのは当然であろう。

しかし減損を  $t$  時点における資本価値  $V$  の下落として定義するといっても、次のような問題が生じることになる。すなわち、 $V_t$  に比べて  $V'_t$  が、ほんの僅かであっても下落してさえいれば、減損認識されることになるのか、という問題である。これは、両方とも主観的な予測に基づく数値であるためにより深刻な問題である。もし片方が、客観的に確定した数値（たとえば簿価）であれば、それを基準値とみなして比較することも考えられるかもしれない。しかし、両者ともに主観的な値である場合には、その大小を比較してみることにどこまで意味があるのかは問われなければならないであろう。

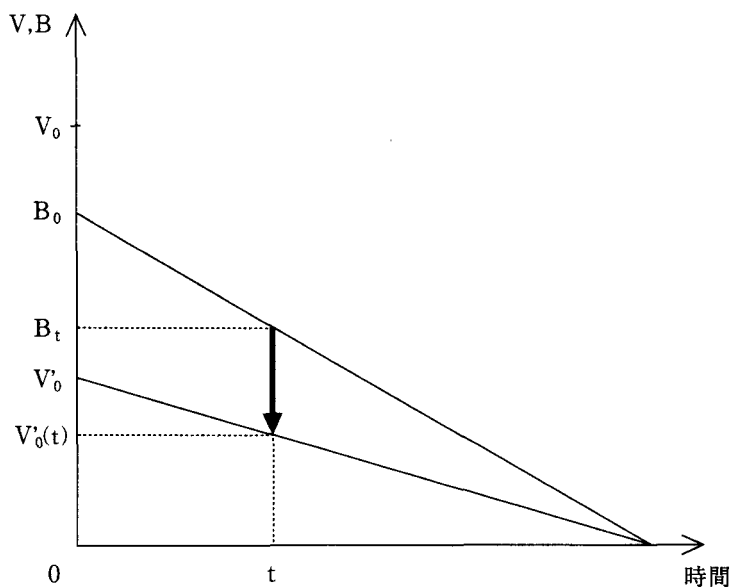
#### 4. 減損概念の再構築

そこで、減損の定義を、資本価値の下落という側面に着目したまま、時点を 0 時点に移して考えてみよう。冒頭で述べたように、企業は、正味キャッシュ・インフローが正であるような事業にしか投資しないはずであるから、将来キャッシュ・インフローの割引現在価値である資本価値は、取得時点におけるキャッシュ・アウトフローである取得原価（0 時点における事業資産の時価）を上回っているはずである。両者の差額を主観のれんと考えれば、本来、企業は正の主観のれんが見込まれるような事業にしか投資しないと言ってよい。

しかし、その後の  $t$  時点から振り返ってみたときに、実は主観のれんが負であるような事業であったことが判明する場合も考えられよう。0 時点の段階では、確かに正の主観のれんが存在しており、投資意思決定に間違いはなかったとしても、時間の経過とともに事実が確定していけば、それに基づいてその後の予想は変化していくであろうし、途中で何らかの事情の変化があった場合にも、それを反映して将来に対する予想は改訂されていく。その後の  $t$  時点から振り返ってみたとき、0 時点における主観のれんは負であったことが判明するようなケースも考えられよう。

そうしたケースが [図 4] で示されている。 $V_0$  は、0 時点において（0 時点で得られる情報に基づいて）予測した 1 時点以降の将来キャッシュフローの、0 時点における割引現在価値である。つまり、 $V_0$  は、0 時点で予想した 0 時点の資本価値である。一方、 $V'_0$  は、 $t$  時点において（ $t$  時点で得られる情報に基づいて）予測した、1 時点以降の将来キャッシュフローの、0 時点における割引現在価値である。つまり、 $V'_0$  は、 $t$  時点で予想しなおした 0 時点の資本価値である。

$V_0$  と  $V'_0$  は、0 時点の資本価値という点で共通しているが、いつの時点で予測されたのかが異なっている。 $V_0$  は 0 時点で予測された資本価値であり、 $V'_0$  は  $t$  時点で予測されたものである。これらの記号を用いれば、上で述べたケースとは、0 時点ではもともと  $V_0 > B_0$  であって正の主観のれん（ $V_0 - B_0$ ）が見込まれていたが、その後の  $t$  時点から振り返ってみたら、0 時点では  $V'_0 < B_0$  すなわち主観のれんが負であるような事業投資であったことが判明した、というケースである。



[図 4]

ここで、負の主観のれん（ $V'_0 < B_0$ ）とは、何を意味するのであろうか。そもそも 0 時点における主観のれんとは、将来キャッシュ・インフローの割引現在価値である資本価値と取得原価との差であったから、それが 0 時点において負であることは、事業の全期間を通算しても、投資（キャッシュ・アウトフロー）を回収できないような事業投資であることを意味する。すでに述べ

たように、企業は本来そのような事業に投資するはずはない。つまり、0時点における主観のれんが負であったことがt時点で判明したということは、取得時点における意思決定は誤りであった投資すべき事業ではなかったことがt時点で判明したことを意味するのである。

そうした過去の投資意思決定の誤りが会計上反映されたものが、簿価の切り下げを伴う減損であるとでは考えられないだろうか。取得時点の簿価の一部が回収不能に陥ったこと（ $V'_0 < B_0$ ）を減損と定義する、と言ってもよい。通常の場合であれば取得時点の簿価は回収可能であるはずのところ、実は取得時点の簿価の一部が回収不能であって過去（取得時点）の意思決定は誤りであり過剰投資であったことが、その後の時点から振り返って明らかになったという場合、少なくとも収益性の低下による減損の問題が生ずると言えないだろうか。

すでに述べたように、SFAS121における減損処理は、将来の損失を先取りする処理であるのに対して、臨時償却は、過去の費用配分計算の過程で繰り越されてきた未計上の費用を、過年度修正として損失計上する処理であった。上で述べたような、過去の投資意思決定の誤りを会計利益に反映させるものととらえた場合の減損の概念は、前節までに論じてきたSFAS121の減損と耐用年数の変更処理（とくに臨時償却）との対比の中で、どのように位置づけられるのであろうか。

まず、SFAS121の減損概念と何が違うのだろうか。それは、回収可能性の判断の対象となる簿価の時点が異なることであろう。簿価の回収に想定される期間の違いと言ってもよい。すなわち、減損を過去の投資意思決定の失敗ととらえる本稿の概念では、0時点の簿価（投資したキャッシュ・アウトフロー）を回収可能性の判断の対象とし、その後の期間つまり事業の全期間を通算してもそれを回収できないなら、減損と考える。一方、SFAS121では、任意のt時点の簿価を回収可能性の判断の対象とし、それ以降の期間を通じてそれを回収できない場合に、減損が認識されるのである。

SFAS121の考え方に無理があるのは、すでに述べてきたように自明である。事業資産の各時点の簿価は、減価償却後の残存価額であって、それ以降の回収可能額とは何の関係もない以上、そこでの簿価の回収可能性はそもそも問題にならないからである。上で論じたように、回収可能性が問題になりえるのは、取得時点の簿価のみである。そう考えれば、当初から簿価>資本価値となることが予定されているケースにおいて減損が認識されることを排除できないという回収可能性テストの問題も、そもそも、SFAS121がt時点の簿価を回収可能性の判断の対象としていたことに起因すると言えよう。

このケースにおいて、t時点で簿価>資本価値となるのは、資本価値が逡減するペースより、減価償却により簿価が逡減するペースの方が遅いことに原因があった。過年度の減価償却が不足していたために、t時点の簿価が資本価値に比べて過大になったとも言える。過大になった簿価を切り下げようとするれば、その根拠は過年度の減価償却の修正に求めるしかないであろう。切り下げの根拠は減損にあるわけではない。つまり、全期間を通算すれば投資を回収できる通常のケースでは、減損が認識される余地はなく、簿価が切り下げられるとすれば、過年度修正でしかないのである。

いずれにせよ、本稿で示唆した減損の概念と、SFAS121の減損では、回収可能性の判断の対象が異なっていた。SFAS121の減損処理は、将来の回収可能性に着目して簿価のうち将来に回収不能な部分を損失計上する、いわば将来の損失を先取りする処理であった。それに対して、本稿で示した減損の概念は、投資の全期間の回収可能性に着目して、減損認識を過剰投資の切り捨てととらえている。将来の損失を先取りしたものではなく、もっぱら、過去の投資意思決定の失敗を

会計上反映させようとするものでしかないのである。ゆえに、簿価の切り下げ額の性質が将来の損失の先取りではないという点で、本稿で示唆した減損の概念とSFAS121では、根本的に異なると言えよう。

では、本稿における減損とは、むしろ臨時償却に類似しているのであろうか。SFAS121の減損概念が、将来の回収可能性に着目していたのに対して、臨時償却は、過去の費用配分計算の過程で繰り越されてきた本来なら過去に計上すべきであった費用を、過年度修正として現在時点で損失計上する処理であった。ゆえに、簿価の切り下げ額が、将来の損失の先取りではなく、過去に生じた損失という性質を有していることでは、臨時償却と本稿で示した減損概念は同じであると言えよう。

しかし、臨時償却額は、あくまで現在までの会計上の利益計算の過程で費用計上されるべきであった過去の費用配分の不足額（過年度修正）を表しているのに対して、本稿で示唆した減損は、過剰投資の切り捨てとしての性質を有している。過去の投資意思決定の誤りが判明した現在時点において、見積もりの改訂を会計上認識しようとする会計方法なのである。本稿での減損が、収益性の低下を会計上反映させようとする処理であるのに対して、臨時償却は、収益性が低下したか否かを問わない処理であると言ってもよい。

したがって、本稿で示唆した減損概念とは、SFAS121の減損と耐用年数の変更処理（とくに臨時償却）のうち、どちらかといえば後者により近く位置付けられるのであろう。SFAS121の減損と臨時償却では、なぜ簿価を切り下げるのか、その論理が異なっていた。切り下げ額がいつの時点に生じた損失を表すのかが相違していたのである。それに対して、本稿で示した減損概念では、切り下げ額は過去に生じた損失を表しており、その点では臨時償却と一致している。ただし、その性質までも完全に一致しているわけではない。本稿における減損は、過剰投資の切り捨てを意味し、収益性の低下を会計上反映しようとする会計方法であるのに対して、臨時償却は、あくまで過年度の費用配分不足額の調整にすぎないのである。

ここまでで、SFAS121の減損と臨時償却に対する、本稿で示唆した減損概念の位置づけを確認してきたが、本稿のように減損をとらえるにしても、減損認識時に簿価をどこまで切り下げるべきかは問題である。減損認識を過剰投資の切り捨てと考えるなら、負ののれん価値（ $B_0 - V'_0$ ）を、投資意思決定の失敗が判明した  $t$  時点で損失計上する方法も考えられる。ただし、 $0$  時点から  $t$  時点までの、予想より少ないキャッシュフローの実現を通じて、負ののれん価値はマイナスの利益として毎年度に少しずつ実現してきたはずであるから、 $t$  時点における未実現の部分だけ切り下げることになろう。便宜的に、それが毎期一定に実現していくものと仮定すれば、たとえば、[図4]の  $B_0$  から、 $V'_0$  を基準に減価償却した  $V'_0(t)$  に切り下げればよいであろう。

しかし、減損の合理性や切り下げ額について、概念上は論ずることができても、実行上の問題は残されている。そこで、たとえば現在の基準等で用いられている切り下げ額を、代理として用いることを考えてみよう。すでに述べたように、SFAS121では時価まで切り下げられる。その一方、国際会計基準第36号（IAS36）「資産の減損」では、将来キャッシュフローの割引現在価値すなわち資本価値まで切り下げられる。<sup>5</sup> また、将来キャッシュフローの総額（割引前）まで切り下げられることも、選択肢として考えられよう。しかし、理論上考えられる切り下げ額の代理変数としてどれが適当であるのかを結論づけるのは、難しい問題である。理論値により近いのはどれかという、程度問題でしかなく、三者の間で本質的な違いを見出した結果ではないからである。

一つの手がかりになると思われるのは、その後の利益に与える影響の違いであろう。たとえば、

将来キャッシュフローの総額(割引前)まで切り下げた場合、その後のキャッシュフローが予想通りに実現すれば、その後の利益は通算すればゼロになる。資本価値(将来キャッシュフローの割引現在価値)まで切り下げた場合には、割引率である資本コストに相当する分だけの利益が計上される。時価まで切り下げれば、それを超える利益が計上されることになる。むろん、いずれも全期間を通してみれば取得原価が配分されているだけであるから通算した利益の大きさは変わらず、今期に損失を多く計上すれば、その分だけ次期以降の利益が増えることになる。

もし、減損という損失を計上しておきながら後の年度でプラスの利益を計上するのはおかしいというなら、将来キャッシュフローの総額まで切り下げられることになろう。それに対して、資本コスト分の利益はいわゆるフェアリターンに相当するから、事業投資を継続している以上、その分までは利益を計上してもよいと考えるなら、将来キャッシュフローの割引現在価値(資本価値)まで切り下げられることになるのであろう。

以上で議論してきたように、過去の投資意思決定が失敗であったことがその後判明した場合には、少なくとも収益性の低下による減損の問題が生じよう。しかし、なぜ減損を認識しなければいけないのか、なぜ配分計算を通じて将来の年度利益に少しずつ反映させていくのではなく現在の利益にすべて反映させるのか、という問題は残されている。同じように過去に生じた損失であっても、耐用年数変更の会計処理のように、減価償却を通じて将来の年度利益に少しずつ反映させる米国型の処理と、臨時償却によって現在の利益にすべて反映させる日本型の処理が、選択肢としてともに存在するケースもあるからである。過去に生じた損失だからといって、判明時に認識されるべきであるとは、償却性の有形固定資産における実現利益計算では必ずしも自明ではない。

もし会計処理間の整合性をメルクマールと考えれば、耐用年数変更の会計処理として日本型の臨時償却を前提としたとき、過去の意思決定の誤りによって生じた過剰投資分(過去に生じた損失)についても、配分計算を通じて将来の年度利益に反映させずに、現在の利益に一度に反映させる処理も支持されるかもしれない。つまり、耐用年数変更に伴う過年度の費用配分の不足額(過去に生じた損失)を、新しい耐用年数のもとでの減価償却を通じて将来の年度利益に少しずつ反映させずに現在の利益に一度にチャージする臨時償却の会計処理との整合性を重視するならば、現在の利益にすべて反映させようとする減損処理についても、その必然性は否定されないのかもしれない。

## おわりに

本稿では、事業資産の利用から得られる将来キャッシュフローの見積もりの改訂が、会計上どのように扱われるかに着目して、臨時償却と減損に関する問題を検討してきた。まず、従来の企業会計における利益計算では、キャッシュフローの予想回収期間が改訂されたか否かで、耐用年数変更の処理が選択されるか否かが決まっていたことを確認した。将来キャッシュフローの見積もりの改訂が会計上どう反映されるかは、キャッシュフローの予想回収期間の改訂の有無がメルクマールとなっていたのである。その一方、米国ではSFAS121によって、回収可能性テストが、より上位の判断基準として位置づけられることとなった。SFAS121以降は、キャッシュフローの予想回収期間の改訂の有無は、回収可能性テストの結果、減損認識されなかった場合しか問題とはならないのである。

次に、SFAS121の減損処理と、日本でいう臨時償却の関係について検討した。SFAS121では、

減損認識の結果として資産簿価が切り下げられるために、臨時償却の処理との区別が難しいと言われることが多い。そこで、処理の対象の範囲と切り下げ額の性質に着目して、両者の関係について検討した。その結果、対象の範囲については、その一部は共通するものの他の一部は関係がなく、切り下げ額についても、減損処理の場合は将来の回収不能額という性質を有し、臨時償却の場合は過年度回収額の修正という性質を有することを確認した。つまり、SFAS121の減損処理と臨時償却は、理論的には同質とは言えないことが判明したのである。

以上の議論をベースにして、次にSFAS121の回収可能性テストに関する問題について検討した。ここでは、SFAS121における減損認識の判断基準である回収可能性テストによると、当初から簿価を資本価値が下回ることが予定されているケースにおいても減損認識されてしまうという問題が生じることを指摘した。これを解決するには、たとえば、当初予想した現時点の資本価値( $V_t$ )に比して、現在に予想し直した現時点の資本価値( $V'_t$ )が減少するケースのみ減損認識を行うことにすればよいかもしれない。資本価値の増減テストを、回収可能性テストとともに減損認識の判断基準として付け加えられるのである。ここでは減損を、回収可能性ではなく、現時点における資本価値の下落( $V_t \rightarrow V'_t$ )として定義していると言ってもよい。

しかし、 $V_t$ も $V'_t$ も共に主観的な値であることから、ほんの僅かの下落であっても減損認識するのかという問題が生じた。そこで、現時点で予想し直した取得時点の資本価値( $V_0$ )と、取得時点の簿価(取得資産の購入時価 $B_0$ )との大小関係に着目し、過去の投資意思決定の誤りが後に判明した場合に、減損の問題が生ずることを示唆した。全期間を通算すれば投資を回収できる通常のケースでは、本来なら減損が認識される余地はなく、簿価が切り下げられるとすればその根拠は過年度修正でしかない。その一方、全期間を通算しても投資を回収できないケースにおいては、それが判明した時点で減損を認識することも考えられよう。ここでは、過去に存在していた負ののれん価値を会計上どのように反映させるか、簿価をどこまで切り下げればよいのか、実行上の問題も含めて、議論の対象となった。

ここでは、本稿で示した減損の概念と、臨時償却やSFAS121の減損との関係が問題であった。臨時償却とSFAS121の減損は、簿価の切り下げ額がいつの損失を表しているかで、異なっていた。前者は過去の損失を、後者は将来の損失を表していたのである。本稿での減損概念は、過去の投資意思決定の誤りを判明時点で過剰投資の切り捨てとして認識しようとするものであるから、過去の損失である点で、SFAS121の減損よりも、臨時償却の概念に類似していた。しかし、臨時償却は、過去の費用配分計算における不足額を表すにすぎないという点で、本稿における減損概念とは相違していた。

さらに、本稿のように減損を過去に生じた損失ととらえても、なぜ将来の年度利益に少しずつ反映させるのではなく、現在の利益に一度に反映させるのか、事業投資の実現利益計算における配分計算のメカニズムの中での減損の必然性は問題であった。ただ、過年度修正額を現在の利益に一度に反映させる臨時償却の処理との整合性を前提にすれば、過去の損失である過剰投資の切り捨て分を現在の利益に一度に反映させる減損の処理も、支持される可能性があることを示唆した。また、本稿で、減損を固定資産の評価ではなく簿価の切り捨てととらえたように、いわゆる棚卸資産の低価基準についても、棚卸資産の評価ではなく簿価の切り捨てととらえる余地があるかもしれない。こうした費用配分と評価の問題については、今後も課題としていきたい。

[脚注]

1. 将来のキャッシュフロー流列に関する見積もりの改訂と、定額法等から定率法等への変更との関係については、本稿では扱わない。また、キャッシュフロー回収期間の見積もりが延長されるケースについても、議論すべき論点ではあるが、本稿では取り上げないこととする。
2. アメリカにおける耐用年数変更の処理（APB20による耐用年数変更の処理）と、日本における耐用年数変更の処理の相違については、2節で詳しく論じるつもりである。
3. 耐用年数変更に伴う過年度修正分を、どの時点の利益にチャージするか（日本のように現時点の利益にすべて反映させるか、米国のように後の年度利益に少しずつ反映させていくか）、議論すべき問題ではあるが、本稿では、耐用年数変更の結果として生じる簿価修正分が、資本価値の下落や簿価の回収不能額等を表すわけではなく、過年度修正の性質を有することを、確認するだけにとどめる。また、日本においても実務では、臨時償却のような一時的な簿価切り下げではなく、米国における方法（簿価を切り下げない方法）が採用されることもあるようである。
4. 臨時償却は、あくまで従来の企業会計の利益計算の枠組の中に位置する会計方法である。最近、わが国で減損会計の基準を整備する動きが本格化しているが、次のような主張がなされることがある。すなわち、日本では臨時償却の基準が存在しており既に減損の状況には対応できているからSFAS121のような減損の基準をあらためて設定する必要はない、という主張である。しかし、この節で明らかにしたように、臨時償却の会計処理はSFAS121における減損処理と、同質とは言えない。ゆえに、臨時償却の基準で、減損のそれを代替することはできないのである。もし減損の基準が日本でも必要であれば、臨時償却とは別に、何らかの規程を定めなければならないのであろう。
5. 国際会計基準では、簿価>回収可能価額である場合には、回収可能価額まで簿価を引き下げることが、求められている。ここで回収可能価額とは、収益性が低下した後も事業資産の利用を続行することが選択される場合にはその利用価値として表され、売却・処分が選択される場合には売却時価で表される。前者の利用価値とは、事業資産の利用から得られると予想される将来キャッシュフローの割引現在価値すなわち資本価値である。

[参考文献]

- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Accounting Principles Board (APB), *APB Opinion No.20: Accounting changes*, AICPA, 1971.
- Beaver, W. H. and J. S. Demski, "The Nature of Income Measurement," *Accounting Review*, Vol.54, No.1 1979.
- Beaver, W. H., *Financial Accounting: An Accounting Revolution*, Prentice-Hall, 1998.
- Bernard, V. L., P. M. Healy and K. G. Palepu, *Introduction to Business Analysis and Valuation*, South-Western Publishing Co., 1997 (斎藤静樹監訳『企業分析入門』東京大学出版会, 1999年).
- Edwards, E. O. and P. W. Bell, *The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press, 1961.

- Financial Accounting Standards Board (FASB) , *Statement of Financial Accounting Concepts No.2: Qualitative Characteristics of Accounting Information*, FASB, 1980.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) , *Statement of Financial Accounting Concepts No.5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, 1984.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) , *Statement of Financial Accounting Standards No.121: Accounting for the impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to be Disposed Of*, FASB, 1995.
- Ijiri, Y., *The Foundations of Accounting Measurement*, Prentice-Hall. 1967.
- International Accounting Standards Committee (IASC) , *International Accounting Standards No.36: Impairment of Assets*, IASC, 1998.
- Kieso, D. E. and J.J. Weygandt, *Intermediate accounting*, Wiley, 1998.
- Lev, B., "Toward a Theory of Equitable and Efficient Accounting Policy," *The Accounting Review*, No.1, 1988.
- Paton, W. A. and A. C. Littleton, *An Introduction to Accounting Standards*. A.A.A., 1940.
- Solomons, D., *Making Accounting Policy: The Quest for Credibility in Financial Reporting*, Oxford University Press, 1986.
- 大蔵省企業会計審議会, 「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第三：有形固定資産の減価償却について」, 1960.
- 減損会計研究委員会, 「減損会計をめぐる論点」, 企業財務制度研究会, 1998.
- 斎藤静樹, 「企業会計とディスクロージャー」, 東京大学出版会, 1999.
- 米山正樹, 「収益性の低下した営業資産の評価 —減損の認識と測定—」, 『学習院大学経済論集』, 第33巻 第1号, 1996.